

全国町村議会議長会創立60周年記念
第53回町村議会議長全国大会
～真の分権型社会の創造をめざして～

と き 平成21年11月11日

と ころ N H K ホール

全国町村議会議長会

目 次

大会次第	1
宣 言	2
決 議	4
分権型社会の実現に関する特別決議	6
町村税財源の充実強化に関する特別決議	8
新過疎法制定促進に関する特別決議	10
後期高齢者医療制度の廃止に関する特別決議	12
要 望	
第 1 地方分権改革の実現に関する要望	17
第 2 町村財政の確立強化に関する要望	19
第 3 新たな過疎法の制定に関する要望	25
第 4 議会の活性化に関する要望	29
第 5 監査機能の充実強化に関する要望	34
第 6 農業・農村振興対策の強化に関する要望	35
第 7 森林・林業振興対策の強化に関する要望	40
第 8 水産業振興対策の強化に関する要望	44

第 9	中小企業振興対策の強化に関する要望	48
第 10	環境保全対策の推進に関する要望	51
第 11	情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な 移行に関する要望	54
第 12	地域保健医療の向上に関する要望	57
第 13	医療保険制度の改善に関する要望	60
第 14	老人保健福祉対策の充実強化に関する要望	63
第 15	少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望	66
第 16	教育・文化の振興に関する要望	68
第 17	生活環境施設の整備促進に関する要望	71
第 18	国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望...	73
第 19	町村消防の充実強化に関する要望	75
第 20	地域改善対策の推進に関する要望	77
第 21	道路網・交通体系の整備促進等に関する要望	79
第 22	北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望	81
第 23	地方振興対策の推進に関する要望	83
第 24	特定地域の振興に関する要望	85

各地区要望

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する
要望（北海道地区）..... | 93 |
| 第 2 | 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に
関する要望（東北地区）..... | 94 |
| 第 3 | 関東地方における高速交通体系の建設促進に
関する要望（関東地区）..... | 97 |
| 第 4 | 北信越地方における高速交通体系の整備促進に
関する要望（北信越地区）..... | 99 |
| 第 5 | 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進に
関する要望（東海地区）..... | 102 |
| 第 6 | 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進
に関する要望（近畿地区）..... | 104 |
| 第 7 | 中国地方における高速交通体系等の整備促進に
関する要望（中国地区）..... | 105 |
| 第 8 | 四国地方における交通基盤整備について
（四国地区）..... | 106 |
| 第 9 | 九州地方における交通網の整備促進に関する要望
（九州地区）..... | 108 |

大会次第

と き 平成21年11月11日

正午開会

ところ N H K ホール

- 1 開会のことば
- 2 議長団選出
- 3 宣 言
- 4 議 事
 - (1) 要 望
 - (2) 決 議
 - (3) 特別決議
 - (4) 実行運動方法
- 5 ガンバローコール
- 6 閉会のことば

宣 言

国土の大半を占める農山漁村は、食糧供給、水源涵養、国土保全など国民の生命を支える重要な役割を果たしている。

そして、これまで、全国の多くの町村は、住民とともに国土を支え、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、昨年秋の100年に1度の経済危機の影響により、わが国の経済・雇用情勢は依然として厳しい局面が続いており、特に地域経済は更に悪化の傾向を強めている。

また、国が推進する「平成の大合併」によって、多くの町村は合併を余儀なくされ、平成元年には、2,590の町村は、平成20年度末には、1千を割るに至り、4万3千人余の議員は、現在、約1万3千人になり、今まさに、町村は大きな転機を迎えている。

このような状況を打開し、真に地域を再生するには、基礎となる町村が、地方分権化の中で、自治能力を高

め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

この度、「地域主権」の確立を掲げた新政権が発足したところであるが、全国町村の声に十分耳を傾け、思い切った地方分権を実行されることを大いに期待している。

我々議会人は、本日ここに、「第53回町村議会議長全国大会」を開催し、このような町村の危機的状況乗り越え、真の分権型社会を創造するため、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

平成21年11月11日

第53回町村議会議長全国大会

決 議

- 1 地方分権改革の実現を期する
- 1 町村税財源の確保を期する
- 1 新過疎法の制定を期する
- 1 町村議会の活性化を期する
- 1 農林水産業振興対策の強化を期する
- 1 中小企業振興対策の強化を期する
- 1 環境保全対策の推進を期する
- 1 情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な移行を期する
- 1 地域保健医療、医療保険制度の改善を期する

- 1 少子・高齢化に伴う保健福祉対策の拡充強化を期する
- 1 教育・文化の振興、青少年健全育成対策の充実強化を期する
- 1 生活環境施設、道路網の整備等の促進を期する
- 1 国土保全・地震・災害復旧対策の推進及び町村消防の充実強化を期する
- 1 特定地域の振興を期する

以上、決議する。

平成21年11月11日

第53回町村議会議長全国大会

分権型社会の実現に関する特別決議

現在、我が国は、昨年秋の米国に端を発する世界的な金融危機の影響を受け、経済の停滞を余儀なくされており、先行き不透明感が強く、地域経済は深刻度を増している。

こうした中、地方が、将来に向け、明るい展望を拓いていくためには、国と地方がそれぞれの力を出し合い、支えあっていくことが重要であり、国は国家存立及び国家基本戦略に係る役割に専念し、地方のことは地方に任せるべきである。まさに、分権型社会の実現が望まれる。

政府の地方分権改革推進委員会は、これまでに2次にわたり勧告を内閣総理大臣に提出してきたが、本年10月に「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を中心とした第3次勧告を取りまとめた。特に、「義務付け・枠付けの見直し」に係る具体的な措置については、地方の自由度を拡大し、住民福祉の向上を図る上で、不可欠なものであり、今後の地方分権の試金石ともいえる。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 第3次勧告において提示された892条項の義務付け・枠付けの見直し措置については、早急に法制化を図ること。
- 2 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 3 国と地方の代表者が協議を行い、地方の意見が反映されるよう、早急に「国と地方の協議の場」を法律に基づき設置すること。

以上、特別決議する。

平成21年11月11日

第53回町村議会議長全国大会

町村税財源の充実強化に関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが中央に集中する一方で、多くの町村は高齢化・人口減少が進み、地域間の格差はますます拡大している。

このような現状の中、地方交付税の縮減が行われるならば自治体財政の崩壊を招き、町村の存在が危ぶまれることとなる。

また、自動車関係諸税の暫定税率の廃止にあたっては、これらの税が市町村にとって、大変貴重な税源であることに鑑み、町村財政に支障が生じないようにすべできある。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 平成22年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が増大を続ける中、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で地方交付税総額を復元・増額するなど、地方税財源の充実確保及び地域間格差の解消を図ること。

2 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の暫定税率の廃止にあたっては、各町村にかかる減収額を的確に把握して、全額を国費で補てんすること。

また、自動車取得税の廃止にあたっては、同税の約70%が市町村に交付されていることから、当該交付金に相当する額を国の責任において全額補てんすること。

3 揮発油税及び軽油引取税を「地球温暖化対策税」に改める際には、事前に地方と協議を行うこと。

以上、特別決議する。

平成21年11月11日

第53回町村議会議長全国大会

新過疎法制定促進に関する特別決議

過疎地域は、わが国の国土の根幹をなし、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域である。

その豊かな自然は、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものである。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる今日、過疎地域は、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、これまで以上に極めて深刻な状況に直面している。

国はこれまで、4次にわたる特別措置法により総合的な過疎対策事業を実施し、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたが、過疎地域の住民の安全、安心な暮らしを守っていくためには、なお一層の総合的な支援が必要である。

国は、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持につながり、ひいては都市も含めた国民全体の生活の向上につながる国家的な課題であることを認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支

援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立すべきである。

よって、新過疎法を制定し、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立すること。
- 2 過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定し、過疎地域を指定対象とすること。
- 3 過疎市町村に過疎対策基金を創設し、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくり等のソフト事業を積極的に支援すること。
- 4 地方交付税の充実・強化により過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象を拡大すること。

以上、特別決議する。

平成 21 年 11 月 11 日

第 53 回町村議会議長全国大会

後期高齢者医療制度の廃止に関する特別決議

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支え、国民皆保険制度を将来にわたって維持し、従来の老人保険制度が抱える問題点を解決するため、10年に渡る議論を経て、平成20年4月から施行された。

制度施行当初は、高齢者の心情に配慮していない面があったことや制度に対する説明が不十分であったことなどにより、国民の間に大きな混乱が生じたり、強い反発を招いてきたが、施行1年半余りを経過して、ようやく制度が軌道に乗り、定着しつつある。

もし、ここで後期高齢者医療制度が廃止された場合、これまで老人保険制度が抱えていた問題の解決を遠ざけ、制度の度重なる大幅な見直しにより高齢者や制度を実施する現場に大きな混乱が生じることが懸念される。

また、保険料の下がった被保険者の負担が再び上がるなどの問題を発生させ、高齢者の不安を増大させ、高齢者の安定的な医療の確保を困難にするものである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1 後期高齢者医療制度については、制度の根幹を維持すること。

2 後期高齢者医療制度に代わり、新制度を創設する場合は、町村の意見を尊重すること。

なお、我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

以上、特別決議する。

平成21年11月11日

第53回町村議会議長全国大会

要

望

第1 地方分権改革の実現に関する要望

未完の地方分権改革を実現するためには、国に集中する権限や財源を住民に最も身近な市町村に移し、住民のニーズに応じた多様で透明性の高いサービスを提供する地方行財政システムを確立することが不可欠である。

政府の地方分権改革推進委員会では、昨年12月の「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」に係る第2次勧告に引き続き、本年10月8日に第3次勧告を内閣総理大臣に提出した。

勧告の内容は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」であるが、特に義務付け・枠付けの見直しについては、先の第2次勧告における4,076条項の見直し対象条項のうち特に問題がある項目として892条項を掲げ、具体的な見直し措置を提言しており、勧告の早期実施が求められる。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めるこ

と。

- 2 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等による行政の簡素化を図ること。
- 3 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 4 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。
- 5 国と地方の代表者が協議を行い、地方の意見が反映されるよう早急に「国と地方の協議の場」を法律に基づき設置すること。
- 6 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

第2 町村財政の確立強化に関する要望

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、極めて厳しい財政状況の下、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や、地方交付税の復元・増額など、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は、地方税収における地域間格差の解消を図り、町村財政基盤を強化するため、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- (3) 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にか

かる分割基準に事務所又は事務所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

(4) 固定資産税の償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

(5) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

(6) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は、町村の貴重な財源となっていることから、暫定税率の廃止に伴う町村の歳入欠陥については全額国費で補てんすること。

また、自動車取得税交付金について、現行の交付金相当額を全て補てんすること。

(7) 地方公共団体金融機構が発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化をはかっていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

(8) 海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税

手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充すること。

- (9) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）については、これまでの3年毎に増額されている経緯を踏まえ、増額を図ること。
- (10) 市町村たばこ税は、税率を見直す際は、地方たばこ税への配分割合を高めるよう措置すること。
- (11) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (13) 低炭素社会づくりを促進するため、町村の果たしている役割及び財政負担を踏まえ、二酸化炭素排出源等を課税対象とする新たな税財源として町村の環境対策及び森林の整備・保全を目的とする全国森林環境税を創設すること。

2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上

明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。

また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (3) 地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。
- (4) 国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。
- (5) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。
- (6) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

3 国庫補助負担金制度の改革

- (1) 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止すること。
- (2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。
- (3) 国庫補助負担金に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに完全解消を図ること。
- (4) 平成21年度補正予算で創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」については、地方の創意工夫が活かせることから、今後とも継続・拡充すること。
- (5) 補助金廃止と一括交付金を創設する場合は、町村の意見を十分の踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保方策と配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。

4 地方債の改善充実

- (1) 立ち遅れている社会資本整備を促進するため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。
- (2) 高利の公的資金に係る地方債の繰り上げ償還及び金利の低減措置については、その条件を緩和するとともに、希

望する全ての地方公共団体が対象となるよう運用の改善を図ること。

第3 新たな過疎法の制定に関する要望

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、40年間にわたり総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、これまで以上に極めて深刻な状況に直面している。

豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、また、都市に対して、食料・水資源・エネルギーを供給し、自然環境の保全といやしの間を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公益的機能を担っているこの過疎地域を維持することが、我が国の繁栄の課題である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 新たな過疎対策の理念の確立

今後の過疎対策においては、都市地域と過疎地域が相互に支え合う共生社会の形成を目指す必要がある。

そのため、平成22年3月末に失効を迎える「過疎地域自立促進特別措置法」にかわるものとして、新過疎法を制定し、

その中で、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。

2 適切な指定要件・指定単位の設定

- (1) 過疎地域の自然的社会的特性を反映した新たな指標として、「人口密度」や「林野率」などを加えること。
- (2) 過疎地域の指定単位は、市町村単位とし、平成の大合併前の旧市町村を単位とした「一部過疎」指定を設けること。
- (3) 現行過疎地域は、新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう、最大限の配慮をすること。

3 過疎地域の生活・産業基盤の確立

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく遅れている生活環境施設の整備を促進するとともに、その整備に要する経費等については、必要額が確保されるなどの措置を講じること。
- (2) 都道府県や中心都市が行う過疎地域における医療の確保を広域的過疎対策事業と位置づけ、過疎対策事業債の対象とするなどの支援を行うこと。
- (3) 住民の生活交通を確保するため、地域交通の維持・確保に要する経費の助成措置を強化すること。

また、自家用有償旅客運送を積極的に活用するため、道

路運送に関する規制の緩和を行うこと。

- (4) 過疎地域の雇用確保を目的として都道府県や中心都市が行う企業用地造成事業など、過疎地域の雇用確保に資する事業を広域的過疎対策事業と位置づけ、過疎対策事業債の対象とするなどの支援を行うこと。
- (5) 小規模校における教育水準を確保するため、教職員の適切な配置、複式学級の解消など必要な措置を講じること。

4 過疎対策基金の創設

- (1) 集落対策、都市との交流、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業を支援するため、過疎対策事業債等を活用し、過疎市町村に「過疎対策基金」を創設すること。
- (2) 集落支援員の設置や集落再編など集落対策を推進するための支援措置を強化・拡充すること。

5 地方交付税の充実・強化及び過疎対策事業債対象事業の拡大

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図ること。
- (2) 現行過疎対策事業債の制度を存続し、道路・橋りょうの

維持・補修に係る経費、廃校舎の解体・再活用に要する経費、ソフト事業に要する経費を対象とするなど、従来の対象事業の要件を緩和し、弾力的運用を図ること。また、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

第4 議会の活性化に関する要望

地方分権の推進に伴い、地方公共団体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重くなることに鑑み、町村議会の更なる活性化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 議員定数の上限値の撤廃

議員定数の上限値は撤廃し、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の議決事項の拡充

- (1) 市町村の基本計画、長期計画や高齢者保健福祉計画、一般廃棄物処理計画等の個別施策のマスタープランは、住民生活に直結する重要なものが多いため、法定の議決事項に追加すること。
- (2) 事務・事業の民間委託、企業と結ぶ公害防止協定等の私法上の契約には、住民生活に密接な関係があり重要なものも多いため、法定の議決事項に追加すること。
- (3) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定

は、自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、これを削除すること。

- (4) 地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。
- (5) 地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

3 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げるとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。
- (3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的

基準を採用する制度に改めること。

- (4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。
- (5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。
- (6) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、議会事務局の設置については、法律に規定すること。

5 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務を明文化すること。

6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 選挙権と被選挙権の格差をなくすため、被選挙権年齢を引き下げること。

- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう改めること。

7 公務災害補償制度の充実

地方分権の推進に伴う地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

8 議員年金制度の長期安定化

地方議会議員の年金制度は、設立以来40年以上にわたり、議員退職後の生活の安定に資するために大きな役割を果たしてきたが、市町村合併の大規模かつ急速な進展により、年金財政の収支が著しく悪化し、積立金の枯渇が予想される危機的な状況下にある。

このため、早急に年金財政の改善を図り、議員年金制度が長期的に安定した制度となるよう必要な措置を講じること。

第5 監査機能の充実強化に関する要望

地方分権の推進に対応して、地方公共団体の公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するうえで、監査委員の果たすべき役割はますます増大していることに鑑み、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員の選任方法等の改善

監査機能の充実強化を図るため、監査委員は、議員・OBの選任制限を設けることなく、議会において選任できるようにすること。

2 監査事務局体制の強化

監査体制を充実強化するため、監査事務局の設置については、法律に規定すること。

第6 農業・農村振興対策の強化に関する要望

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等の影響により、生産構造が脆弱化するなど深刻な状況にある。

また、米国の金融危機に端を発した経済不況や昨今の国際的な食料需給の逼迫による燃油価格・肥料価格・飼料価格の高騰は、農業経営に大きな打撃を与えている。

このような現状を打開するには、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、農業・農村がもつ潜在能力を十分に発揮できるよう、思い切った農業政策を確立することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定にあたっては、農政全般にわたる改革を推進するとともに、食料自給率の向上に向け、消費及び生産に関する施策を確立するこ

と。

- (2) 健全な食生活の実現により、心身の健康と豊かな人間形成を図るため、「食育推進基本計画」に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を強化すること。

2 食の安全・安心の確保

- (1) 食の安全・安心を確保するため、食品安全行政を着実に推進すること。

特に、BSEや鳥インフルエンザ等の発生の予防及び蔓延防止を図るため、家畜防疫体制を強化すること。

- (2) 米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

また、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化し、監視の徹底を図ること。

- (3) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

また、食品表示（遺伝子組換え食品を含む。）の適正化を徹底するとともに、不正を見逃さない監視体制の抜本的強化を図ること。

3 地域農業の体質強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。
- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。
- (3) 優良農地の保全及び有効利用を促進するため、不在地主の農地等に対する適切な管理や耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。
- (4) 「農業者戸別所得補償制度」を導入する場合は、町村に負担が生じることのない制度設計を行うこと。
また、野菜、果樹等の生産農家に対する経営安定のための支援を強化すること。
- (5) 畜産業の継続的な経営安定のため抜本的な対策を講じること。
また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。
- (6) 米政策の見直しにあたっては、安定した生産を図れるよう配慮すること。

米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取組みに対する支援を拡充すること。

4 農業委員会の必置規制の緩和

農業委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

5 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 「農地・水・環境保全向上対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
- (2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。
- (3) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣被害防止対策が円滑に実施できるよう必要な財政措置を講じること。
- (4) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (5) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されるバイオマスについて、特に食料と競合しない稲わら等の未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。
- (6) 農村を活性化するため、グリーン・ツーリズムをはじめ

とする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。

- (7) 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的・継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みを推進するために、中山間地域等直接支払制度は平成 22 年度以降も継続すること。
- (8) 農林水産業と商業、工業が連携し、新たな商品やサービスを生み出すことで地域活性化が期待される「農商工連携」について、金融・税制措置等の支援を拡充すること。

6 国際交渉への取組の強化

- (1) W T O 農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (2) E P A (経済連携協定) 、 F T A (自由貿易協定) 交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。
特に、オーストラリアとの E P A 交渉にあたっては、農業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障の確保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

第7 森林・林業振興対策の強化に関する要望

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められており、特に京都議定書に基づく温室効果ガス6%削減約束の達成には、森林による二酸化炭素吸収量の確保が不可欠である。

そのためには、森林の適正な整備・保全、林業の持続的な発展など、100年先を見通した総合的な森林・林業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

- (1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成

に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

- (2) 「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による温室効果ガス吸収量を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」等に基づく吸収源対策を推進すること。
- (3) 森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、全国森林環境税の創設など、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 森林整備の促進及び森林保全の確保

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、新たな「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、目標の達成に向け着実かつ効果的な事業の実施を図ること。

また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。

- (2) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。
- (3) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに

に、適切な管理を行うこと。

- (4) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣被害防止対策が円滑に実施できるよう必要な財政措置を講じること。

また、森林病害虫による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 緑の雇用担い手対策事業など林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。
- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。

4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。
- (2) 国産材の需要拡大及び価格の安定を図るため、住宅や公

共施設等における国産材の利用促進や木質バイオマスの総合的利用等を推進するとともに、新たな活用による産業への支援を強化すること。

5 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉に当たっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第8 水産業振興対策の強化に関する要望

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

これら厳しい状況に対処するには、「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

(1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進

すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。

- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。
- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 我が国漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、漁業用燃油価格が再び高騰する場合に備えて影響を軽減する補填措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の普及など必要な対策を講じること。

特に、漁業経営の安定経営改善のための融資制度を拡充し、収入の変動による影響を緩和するため導入された「漁業経営安定対策」については、実態に即した加入要件の改善等を図ること。

さらに「漁業所得補償制度」を導入する場合は、町村に負担が生じることのない制度設計を行うこと。

- (2) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (3) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (4) 「漁場漁港整備長期計画」に基づき、漁場・漁港の一体的な整備を推進すること。

- (5) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

第9 中小企業振興対策の強化に関する要望

米国に端を発した金融危機により、我が国企業の大多数を占める中小企業は、経営的に大きな打撃を被ることとなった。

政府は、平成20年度第1次補正予算、第2次補正予算、平成21年度当初予算、補正予算において過去最大規模の経済対策を実施し、特に、中小企業対策としては、資金繰り支援の拡充やセーフティネットの強化などが行われたところであるが、依然として中小企業の多くは厳しい経営環境に置かれている。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 中小企業を活性化し、地域経済の自立化を図るため、産業クラスター計画を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行う

ための施策を充実すること。

- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。
- (3) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。
- (4) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

2 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

- (2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

3 中小企業金融対策の充実強化

平成20年度、21年度を通じ、中小企業向け融資対策として、緊急保証の拡充、日本政策金融公庫・商工中金等によるセーフティネット貸付の拡充等及び小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の拡充などが実施されたところであるが、これらについては、今後とも継続すること。

第10 環境保全対策の推進に関する要望

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、安心安全で暮らしやすい社会を将来世代にも引き継いでいくためには、環境負荷の少ない持続可能な環境型社会を構築することが重要である。

これを実現するため、温暖効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再利用）〕を通じた資源循環に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 循環型社会システムの構築

- (1) 「第2次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、地域循環圏の構築を推進するための適切な措置を講じること。
- (2) 容器包装リサイクル制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。

- (3) 家電リサイクル法の見直しにあたっては、引き取りやりサイクル等に係る費用を販売価格に含めるよう検討すること。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

- (4) 自動車リサイクル法の見直しにあたっては、使用済自動車の定義を明確化にするとともに、警察等関係機関による協力体制の構築や国の役割を明確に位置づけるなど不法投棄処理体制の枠組みを検討すること。

また、不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

2 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕及び廃棄物系バイオマスの利活用推進のため、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実によ

り、未然に防止するための対策を強化すること。

- (5) PCB廃棄物、石綿含有廃棄物及び処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の強化を図ること。
- (6) 新たに制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、総合的かつ効果的な海岸漂着物対策を早急に推進すること。
- (7) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

3 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

第11 情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な移行 に関する要望

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどICT基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

また、地上デジタル放送への移行期限の平成23年7月が間近に迫っており、移行対策が急がれる。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 情報化施策の推進

- (1) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。
- (2) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行う個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。

また、平成23年度より導入が予定されている社会保障カードの運用については、既存の住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること。

(4) 総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化にかかる基盤整備に対する支援の充実及び利活用の一層の促進を図ること。

(5) ICT社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

2 地上デジタルテレビ放送への円滑な移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に向け、国及び放送事業者の責任において、徹底した広報を行い、周知を図ること。

(2) 地上デジタルテレビ放送完全移行時には、すべての地域で放送が視聴できるよう山間・離島等における共同受信施設やケーブルテレビに係る機器更新、伝送路の広帯域化など、デジタル化の推進に対する財政支援措置の拡充を図る

こと。

- (3) 地域情報の発信や交流に大きな役割を担う地域放送局の中継局のデジタル化に係る財政支援措置の拡充を図ること。

第12 地域保健医療の向上に関する要望

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にあり、特に救急搬送患者の「受け入れ拒否」については社会的な問題となり、早急な救急医療体制の確立が求められている。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院の多くは、採算性確保が難しい医療を担っていることに加え、診療報酬の改定等の影響により、極めて厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域保健の充実

- (1) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。
- (2) 新型インフルエンザについて、国内における監視強化と地方公共団体に対する迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

また、発熱相談センター等の設置及び運営について、必要な財政措置を講じること。

- (3) アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

また、健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

2 地域医療体制の整備

- (1) 地域医療を担う医師不足を解消するため、「緊急医師確保対策」を一層推進するとともに、「安心と希望の医療確保ビジョン」に基づき、安心して質の高い医療提供体制の充実を図ること。

- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。

また、女性医師の離職防止や出産・育児等と勤務との両立を行うことができるよう適切な措置を講じること。

- (3) 看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。

- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な

財政措置を講じるとともに、産科医及び小児科医等の医師確保対策を積極的に推進すること。

- (5) 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

特に、周産期医療及び小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

3 へき地保健医療の確保

- (1) 「第10次へき地保健医療計画」に基づき、へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信技術の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)等の適切な運用を図ること。

第13 医療保険制度の改善に関する要望

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、後期高齢者医療制度の廃止については、制度が開始されたばかりであり、慎重に対応すべきである。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 国民健康保険財政制度の見直し

(1) 国民健康保険財政安定化のため、財政調整交付金制度の充実を図ること。

(2) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を

図ること。

- (3) 保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講じること。
- (4) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (5) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険料(税)の収納率の低下等により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。
- (7) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (8) 高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、一般住民の命を支える国民健康保険財政はますます厳しくなっており、市町村は多額の貴重な一般財源を国民健康保険会計へ繰り入れている。これが市町村財政の窮乏化の大きな要因となっていることから、国民健康保険の運営主体については、国が行うことを検討すること。

3 後期高齢者医療制度の維持

- (1) 後期高齢者医療制度については、制度の根幹を維持すること。
- (2) 保険料の軽減等の特別対策終了後のあり方については、

被保険者に混乱が生じることのないよう、国の責任において万全の措置を講じること。

また、制度改正に伴う事務経費や電算システム経費等については、国の責任において行うこと。

第14 老人保健福祉対策の充実強化に関する要望

超高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進し、老人保健福祉対策のさらなる充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営
 - (1) 将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。
 - (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるように在宅支援体制の整備を図ること。
 - (3) 介護保険料の徴収については、制度創設の際に導入された年金からの特別徴収の趣旨を踏まえ、安易に選択性を導入しないこと。
 - (4) 国及び都道府県による財政補てん制度を創設した上で、低所得者に対する利用料及び保険料について軽減措置を講じること。

(5) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

(6) 介護事業者に対する加算介護報酬の支給については、町村に新たな事務負担が生じることのないよう、「介護職員処遇改善交付金」の仕組みを活用するなど効率的な支給方法について検討すること。

また、支給に要する経費については、全額国庫負担とすること。

(7) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

(8) 介護保険制度の居住費・食費の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(9) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

2 老人保健福祉対策の強化

(1) 健康づくりの拠点としての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の機能の複合化が図られるよう制度を明確化し、適切な措置を講じること。

- (2) 寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支援合い事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。
- (3) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (4) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第15 少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望

少子・高齢化の急速な進展等に伴い、今後ますます増大・多様化が見込まれる社会福祉対策の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 「新しい少子化対策」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」を着実に推進すること。

また、新たな「子ども・子育て応援プラン」の策定にあたっては、主たる実施主体である市町村の意見を十分に踏まえること。

- (2) 子ども手当を創設する場合は、市町村の意見を十分に反映するとともに、これに要する経費については全額国費とし、市町村の負担とならないようにすること。

また、子ども手当の財源として当初公約していた配偶者控除及び扶養控除の廃止とは切り離して実施する場合、確実な財源の確保方策について明確に示すこと。

さらに、支給事務を行う市町村に混乱が生じることのないよう十分な周知徹底を行うこと。

- (3) 保育所と幼稚園の一元化に向け、認定子ども園の設置促進及び適切な措置を講じること。
- (4) 男性の子育て参加促進・子育てと仕事の両立支援の観点から放課後子どもプランを着実に支援するとともに、適切な措置を講じること。
- (5) 乳幼児に対する医療費無料化を全国一律の制度として創設すること。
また、妊婦検診に係る経費については、全額国費で実施すること。
- (6) 男女共同参画社会づくりに向け、第2次基本計画を着実に推進すること。
- (7) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障害者福祉対策の強化

- (1) 障害者自立支援法を廃止する場合は、サービスの提供主体である市町村に混乱が生じることのないよう、国の責任において万全の措置を講じること。
また、新制度の設計にあたっては、市町村と十分に協議すること。
- (2) 心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。

第16 教育・文化の振興に関する要望

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

義務教育については自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

2 教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会の「必置規制」を、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に設置できるようにすること。

3 高等学校の実質無償化について

公立高校の無償化等については、全額国費とすること。また、市町村を事業主体とする意見もあるが、市町村は在学データを有せず、在学の確認作業を行うといった新たに膨大な

作業が必要となることから、市町村を実施主体とはせず、授業料減免などによる事務コストのかからない効率的な支給方法など、最も適切な事業主体について検討すること。

4 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。
- (2) 児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、学校施設の耐震化について必要な財政措置を講じること。
- (3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、早期対応などを行う「問題を抱えた子ども等の自立支援事業」について必要な財政措置を講じること。

5 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

6 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

7 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

8 青少年健全育成対策の充実

青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増えていることから、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

9 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第17 生活環境施設の整備促進に関する要望

水・緑豊かで潤いや景観、文化、観光交流等に配慮した環境整備を推進し、豊かさを実感できる地域社会を構築するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道の整備促進

安全で良質な水道水の安定的な供給の確保を図るため、上水道、簡易水道施設の整備に係る適切な措置を行うとともに、水道事業に対する地方債資金の安定的確保と貸付条件の設定にあたっては十分配慮すること。

また、水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置をすること。

2 下水処理施設の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村の下水道施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備を図ること。

- (2) 各種汚水処理事業において、処理施設の相互接続の弾力化等により排水処理事業の効率的・一体的な整備を実施すること。
- (3) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

3 公園等の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村における公園の整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

第 18 国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望

国土を保全し、各種災害から住民の生命・身体及び財産を守り、社会生活の安定を確保するため、阪神・淡路大震災及び岩手・宮城内陸地震等の経験を踏まえ、東海地震、東南海地震・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震並びに台風、集中豪雨に備えるための各種災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等関連諸施策等の総合的な推進を図るよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土保全対策の強化

社会資本整備重点計画に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業を積極的に推進すること。

2 地震・津波・火山噴火対策の強化

- (1) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。
- (2) 避難住民の安全性を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防災公園、緑地、学校等避難地の整備と避難路

の確保を図るため、必要な財政措置を講じること。

- (3) 地震・津波・火山噴火予知観測網の整備を促進するとともに、予知観測施設の強化及び災害予報体制を確立すること。
- (4) 平成22年3月末で期限切れとなる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長し、地震防災対策にかかる整備事業の一層の推進を図ること。

3 災害救助・災害復旧対策の強化

- (1) 災害救助法の救助基準の改善を図ること。
- (2) 激甚災害、天災融資法の適用基準を緩和するとともに、適用の迅速化を図ること。
- (3) 災害弔慰金・災害援護資金の適用範囲を拡大するとともに、貸付限度額の引き上げを図ること。

第 19 町村消防の充実強化に関する要望

町村の消防力を充実し、消火・救急・救助体制を整備するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防の広域化にあたっては、町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じること。
- (4) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (5) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整

備について、適切な措置を講じること。

2 消防団の活性化

- (1) 消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。
- (2) 消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。
- (3) 団員の確保を図るため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第20 地域改善対策の推進に関する要望

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的な人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする。)が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要であり、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第21 道路網・交通体系の整備促進等に関する要望

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。

2 道路災害防除対策の推進

町村道における落石、崩土事故等の災害防除事業を積極的に推進するための財政措置を講じること。

3 交通安全施設整備事業の推進

交通安全施設の整備事業について、「あんしん歩行エリア」

の整備等により、生活道路等における交通安全対策に取り組むこと。

4 地方バス路線維持対策の推進

地域住民生活に不可欠な地方バスを維持・存続するため、路線維持対策に必要な財政措置を講じるとともに、市町村が実施する自主運行路線等に対し、財政支援措置を講じること。

5 地域公共交通の活性化及び再生の推進

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通の活性化・再生を推進すること。

6 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地域経済の発展と増大する航空需要に対応するため、地方の空港施設の整備を推進すること。
- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第22 北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西85海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行うよう下記事項の実現を強く要望する。

記

1 北方領土の早期復帰の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日口両国首脳の合意である「日口関係に関する東京宣言（平成5年10月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期復帰実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権保全等

- (1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、嚴重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 北方領土と同様、竹島問題に対する取り組みを強化し、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

第23 地方振興対策の推進に関する要望

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ICTの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展と地方分権を推進し、それぞれの地域が特性に応じた役割を担いつつ、個性と活力のある地域づくりを推進できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画(全国計画)を実施するにあたっては、美しく暮らしやすい農山漁村地域を形成するための振興対策を推進すること。

2 国土調査事業の推進

平成21年度末で終了する第5次国土調査事業10ヵ年計画の達成率が43%にとどまっていることから、次期計画については、実行可能な措置を講じること。

3 資源エネルギー施設立地地域対策の推進

(1) 水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域に

対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

- (2) 原子力発電所については、国が責任を持って総合的なチェック体制を確立し、安全対策及び防災対策に万全を期すること。

4 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水源地域における廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制の強化等、水道の安全性の確保を図ること。

- (2) ウォータープラン 2.1 に基づき、異常湧水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

第24 特定地域の振興に関する要望

山村、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 山村の振興

- (1) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。
- (2) 都市と山村の共生・対流を促進し、山村の活性化に寄与するため、里山の再生・整備・利用を推進すること。
- (3) 山村における就業の場を確保するとともに、後継者対策を強力に推進すること。

2 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実すること。
- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。

- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 遅れが著しい下水道処理施設等の整備を促進すること。

3 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

4 豪雪地帯の振興

- (1) 雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めるため、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、総合的な豪雪地帯対策を推進すること。
- (2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路

線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。

また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

- (3) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (4) 耐雪耐寒構造の文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。
- (6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (7) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (8) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (9) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。
- (10) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

5 鉦山所在地域の振興

- (1) 鉦山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財源対策の強化を図ること。

- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

6 離島地域の振興

- (1) 「離島振興計画」及び「海洋基本法」により策定された「海洋基本計画」に基づき、総合的な離島振興対策を推進すること。
- (2) 地方交付税の傾斜配分を強化し、過疎対策事業債、辺地対策事業債の確保等により、離島市町村財政の充実強化を図ること。
- (3) 港湾、漁港、道路等の離島振興関係事業を促進するため財政措置の充実を図ること。
- (4) 離島における経済活性化と定住化を図るため、農業・漁業の振興発展を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。
- (5) 離島における航路について、国道と同等の取り扱いをし、

それに見合った運賃・料金になるよう支援措置を講じること。

- (6) 離島における航空路線の維持に係る財政措置を強化すること。
- (7) 離島医療の深刻な事情に鑑み、医師・医療従事者の確保、救急医療対策の強化並びに病院・診療所の施設整備等の離島医療対策の充実強化を図ること。
- (8) 離島地域の介護保険制度を円滑かつ安定的に実施するため、介護サービス基盤整備等の財政措置を充実すること。
- (9) 離島における公立文教施設の整備並びに伝統的文化の保存・振興を図ること。
- (10) 離島の生活環境等を改善するため、必要な水資源の確保を図るとともに、環境衛生施設等の整備やエネルギー対策の強化を図ること。
- (11) 家電リサイクル法等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政支援措置を拡充すること。
- (12) 離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。

7 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄の振興を図るため、港湾、漁港、道路及び空港等産

業基盤の整備を促進するとともに、医療体制、生活環境施設等住民福祉向上のための財政措置を充実強化すること。

- (2) 奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。

	各 地 区 要 望	
--	-----------	--

第1 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望 (北海道地区)

北海道は国土の22%にも及ぶ広大な面積を擁し、わが国における開発可能性を有する唯一の地域であるが、開発の基礎的条件である交通体系は著しく立ち遅れている。

北の大地・北海道が、21世紀のわが国に大きく貢献していくため、基幹交通体系の整備は緊急課題であるので、次の事項が早急に実現されるよう強く要望する。

記

1 北海道新幹線の建設促進

- (1) 新函館・札幌間の全線フル規格での1日も早い認可・着工と早期完成
- (2) 新青森・新函館間の早期開業
- (3) 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

2 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 高速自動車道国道の整備促進
- (2) 一般国道の自動車専用道路の整備促進
- (3) 高速自動車国道に平行する一般国道自動車専用道路の建設促進
- (4) 地域高規格道路の建設促進

第2 東北地方における高速自動車国道等の整備促進に関する要望 (東北地区)

国土の均衡ある発展を図るためには、基本的な社会基盤である高速交通網の整備が不可欠である。

特に、東北地方においては、道路は日常の生活を支え、経済・文化の交流を活発化させるとともに、産業振興を図るうえで幹線道路網の整備は最重要課題である。

については、下記事項の実現されるよう強く要望する。

記

- 1 青森八戸みちのくラインの「上北横断道路」の早期整備
- 2 下北半島縦貫道路の「むつ南バイパス」及び「有戸北バイパス」の整備促進及び調査区間の「吹越バイパス」の整備区間への格上げ・早期事業着手
- 3 津軽自動車道の基本計画区間である「東北縦貫自動車道浪岡ICから青森市浪岡」及び「五所川原市から鯉ヶ沢町間」の整備区間格上げ並びに「鯉ヶ沢道路」及び「五所川原西バイパス」の整備促進
- 4 東北横断自動車道釜石秋田線(国土開発幹線自動車道)の建設促進
- 5 三陸縦貫自動車道(一般国道の自動車専用道路)の整備促進
- 6 八戸・久慈自動車道(一般国道の自動車専用道路)の整備

促進

- 7 日本海沿岸東北自動車道の「大館北～小坂」の早期完成
- 8 日本海沿岸東北自動車道と並行する一般国道自動車専用道路の「大館西道路」「鷹巣大館道路」「仁賀保本荘道路」「象潟仁賀保道路」の整備促進
- 9 予定路線区間である「新庄～雄勝こまち間」の基本計画区間への格上げ・早期事業化
- 10 地域高規格道路整備区間である「角館バイパス」の早期完成、候補路線である「西津軽能代沿岸道路（能代～鯉ヶ沢）」及び「大曲鷹巣道路（大仙～北秋田）」の計画路線への格上げ
- 11 東北中央自動車道の「福島～米沢間」及び「米沢～米沢北間」の建設促進
- 12 東北中央自動車道の「東根～尾花沢間」の建設促進並びに「南陽高畠～山形上山間」の早期事業着手
- 13 東北中央自動車道の「新庄北道路以北（主寝坂道路を除く）」の未着手区間の早期事業化
- 14 日本海沿岸東北自動車道の「温海～酒田みなと～遊佐間」の建設促進
- 15 日本海沿岸東北自動車道の「朝日～温海間」及び「遊佐～象潟間」の早期事業化
- 16 常磐自動車道の「常磐富岡～亘理間」の整備促進
- 17 東北中央自動車道「福島～米沢北間」の整備促進
- 18 阿武隈東道路、霊山道路（東北中央自動車道に並行する自

動車専用道路)の整備促進

- 19 福島空港・あぶくま南道路(地域高規格道路)の整備促進
- 20 会津縦貫北道路、会津縦貫南道路、栃木西部・会津南道路
(地域高規格道路)の整備促進

第3 関東地方における高速交通体系の建設促進に関する 要望 (関東地区)

首都圏に位置する関東各都県の一体的かつ均衡ある発展を図るためには、高速交通網の整備が極めて重要である。

特に、首都圏周辺の道路整備は、順次整備されつつあるが、増大する自動車交通需要への対応が遅れている現状から、引き続き必要な道路財源を確保するとともに地方の意見を十分に反映し、広域的な幹線道路網及び鉄道の整備促進を図ることが必要である。

よって、下記事項の早期実現化を図られるよう強く要望する。

記

- 1 高規格幹線道路等幹線道路網の整備促進
 - (1) 北関東自動車道の建設促進
 - (2) 東関東自動車道水戸線の建設促進
 - (3) 首都圏中央連絡自動車道の建設促進
 - (4) 関越自動車道に接続する高速道路の早期事業化
 - (5) 北千葉道路の建設促進
 - (6) 東京外かく環状道路の建設促進
 - (7) 第二東名高速道路の事業促進及びインターチェンジの設置
 - (8) 中部横断自動車道の早期実現

2 高速鉄道等の建設促進

- (1) 成田新高速鉄道の建設促進
- (2) リニア中央新幹線の早期実現

第4 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する 要望 (北信越地区)

日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展と地域の振興を図るためには、新幹線ならびに高規格幹線道路網の早期整備が不可欠である。

特に北陸新幹線は、環日本海時代を迎え、21世紀の全国高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、東海道新幹線の代替補完機能を有する極めて重要な路線である。

また、北信越地方は、豊かな自然と資源に恵まれ、今後大きな開発可能性を有しており、近い将来我が国の中枢となる地域である。

よって、政府ならびに関係機関におかれては、これらの諸事情にかんがみ下記事項の早期実現を図られるよう強く要望する。

記

1 北陸新幹線の建設促進

- (1) 金沢までの開業が一日も早く実現するよう、長野から白山総合車両基地までの整備を促進すること。また、白山総合車両基地から福井間及び敦賀駅部について、平成21年度のできる限り早期に認可、着工すること。
- (2) このため、平成20年12月の整備新幹線に係る政府・

与党ワーキンググループにおける合意事項を踏まえ、さらなる新幹線整備を促進すべく、公共事業費の重点配分、貸付料等必要な財源を確保され、整備スキームを直ちに見直すこと。

- (3) 福井から敦賀間について引き続き検討し、早期整備を図ること。
- (4) 大阪までの整備方針の明確化を図ること。
- (5) 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること。

特に、既着工区間の工事費の増額分については、沿線の地方自治体に新たな負担が極力生じないように対処すること。

- (6) 並行在来線存続のため、地方負担の軽減、運行の在り方等について検討を進め、既に経営が分離されている第3セクターへの経営支援の在り方（維持経費の助成措置、線路使用実態に見合った貨物線路使用料の見直しなど）も含め、新たな仕組みを早急に講ずること。
- (7) 以上、新規着工区間の認可、並行在来線への支援、工事費増額分の対処等の諸課題に対応するため、JRからの貸付料の活用を含め、幅広い観点から財源を確保すること。

2 高規格幹線道路の整備促進

〔国土開発幹線自動車道〕

- (1) 日本海沿岸東北自動車道（荒川～温海）

- (2) 上信越自動車道（全線4車線化）
- (3) 東海北陸自動車道（全線4車線化）
- (4) 中部横断自動車道（清水～佐久）
- (5) 東北横断自動車道いわき新潟線（全線4車線化）
- (6) 舞鶴若狭自動車道（小浜西～敦賀）（近畿自動車道敦賀線）

〔一般国道の自動車専用道路〕

- (1) 中部縦貫自動車道（松本～福井）
- (2) 能越自動車道（田鶴浜～氷見）
- (3) 三遠南信自動車道（飯田～三ヶ日）

3 地域高規格道路の整備促進

広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線道路とともにこれと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。

第5 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進に関する要望 (東海地区)

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤である。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴い慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、地震や台風などの災害時の代替路としても極めて重要な役割を果たすものである。

また、高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、地域の競争力発揮の基礎インフラとして大変重要であり、未だ未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新東名・新名神高速道路は、国の根幹的な施設であり、早期完成に向け着実に事業を進捗すること。

- 2 近畿自動車道紀勢線（尾鷲～紀勢大内山間）の早期完成に向け事業を進捗すること。
- 3 東海環状自動車道の全面完成に向け着実に事業を進捗すること。

第6 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望 (近畿地区)

「全国総合開発計画21世紀の国土のグランドデザイン」に位置づけられた近畿圏における下記の高規格幹線道路の早期着工と既着工路線についての早期完成を図られるとともに、山陰自動車道「延伸」(鳥取市～豊岡市～舞鶴市)及び紀伊半島縦貫自動車道(新宮市～五條市)、紀淡連絡道路(和歌山市～洲本市)、東海南海連絡道(伊勢市～五條市)構想の具体化に向けて、建設計画を早期に策定されたい。

記

1 国土開発幹線自動車道

- (1) 近畿自動車道名古屋大阪線
- (2) 近畿自動車道名古屋神戸線
- (3) 近畿自動車道紀勢線
- (4) 中国横断自動車道姫路鳥取線

2 一般国道自動車専用道路

- (1) 京奈和自動車道
- (2) 京都縦貫自動車道

第7 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する 要望 (中国地区)

国土の骨格を形成する高速交通網の整備は、地方の自立ある発展はもとより、地域産業の育成や都市と農山漁村との広域にわたる交流を図るため、地方にとっては極めて重要な課題となっている。

中国地方においても、その一体的な発展を図るうえで、高速交通網の整備を促進し、地域間の移動時間の短縮を図ることが特に重要である。

よって、政府並びに関係機関においては、道路整備の遅れている地方に優先的に道路財源を投入し、下記事項の早期実現を図られるよう、強く要望する。

記

- 1 中国横断自動車道の早期建設及び実現（姫路鳥取線・尾道松江線）
- 2 山陰自動車道の早期建設（鳥取市～美祢市）
- 3 関門海峡道路（第二関門橋）の早期着手
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 国道2号及び9号の整備並びに山陰山陽連絡道路の整備促進
- 6 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現
- 7 広島都市圏交通網の整備促進

第8 四国地方における交通基盤整備について

(四国地区)

四国地方は、エクスハイウェイにより四国の4県都が高速道路で結ばれ、本四三橋と一体となり本格的な広域交流時代を迎えている。

しかしながら、四国地方は、道路整備をはじめとする、交通基盤の整備状況は極めて低く、他の地域に比べかなりの格差が生じている。

この基盤整備の遅れが、四国内の産業・経済・観光振興等に大きな影響を与えており、産業基盤や財政基盤の脆弱な四国地域の活性化、並びに、自立促進への大きな弊害となっている。

このような現状を打破し、四国地方においても、全国並みの発展を実現するためには、遅れている域内交通体系を迅速かつ着実に整備する必要がある。

については、下記事項について特段の配慮を行うよう要望するものである。

記

- 1 高速道路の整備については、四国地方の活性化に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークの早期整備を図ること。
- 2 地域高規格道路に指定されている幹線道路の整備促進を

図ること。

3 遅れている四国地方の国道・県道・市町村道・生活道については、渋滞の解消、交通事故対策をはじめ、地域の暮らしを支える道路や、救急活動に不可欠な道路など、住民にとって利便性が高くかつ機能的で、地域の実情に即した均衡ある道路網として整備を推進すること。

4 地域交通施策の推進について

(1) 広域的、幹線的な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、町村が実施する自主運行路線等に対し、適切な財政措置を講じること。

(2) 併せて離島航路やその他の島しょ部の航路は、島民にとって極めて重要な交通機関であるので、国道や高速道路と同様、24時間運行や航路の維持について適切な措置を講じること。

特に、航路の廃止・減便が懸念されるフェリー等公共交通機関に対する支援を強化すること。

第9 九州地方における交通網の整備促進に関する要望

(九州地区)

「国土の均衡ある発展」「豊さの実感できる社会」の実現を図るためには、定住と地域振興の基本条件となる基幹交通網、生活・産業基盤等社会資本の整備を着実に推進することが肝要である。

しかしながら、九州域内を循環する高速道路、新幹線などの広域ネットワークの整備をはじめ、各種社会資本の整備は遅々と進まずその整備促進が喫緊の課題である。

また、真に必要な道路網を計画的に整備するためには、地方の声や実情に十分配慮した道路整備のための安定的な財源を確保し、下記事項の整備を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

1 新幹線鉄道の建設促進

- (1) 九州新幹線鹿児島ルート¹の建設促進
- (2) 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設促進
- (3) 東九州新幹線の整備計画線への早期格上げ
- (4) 九州横断新幹線（大分～熊本間）の整備計画線への早期格上げ

2 在来鉄道線の整備

- (1) 日豊本線高速化、複線化の促進

- (2) 主要幹線鉄道の電化、複線化の促進
 - ・ 鹿児島本線 ・ 篠栗線 ・ 長崎本線 ・ 唐津線
 - ・ 筑肥線 ・ 筑豊本線 ・ 佐世保線 ・ 大村線
 - ・ 豊肥本線 ・ 肥薩線 ・ 久大本線 ・ 日田彦山線
- (3) 地方鉄道対策の推進
第三セクター鉄道に対する財政支援等の充実強化

3 高規格幹線道路等の整備

- (1) 東九州自動車道の早期完成
- (2) 九州横断自動車道長崎線全線4車線化(長崎多良見～長崎間)の早期整備
- (3) 九州横断自動車道延岡線の建設促進
- (4) 西九州自動車道の建設促進
- (5) 南九州西回り自動車道の建設促進
- (6) 島原・天草・長島架橋構想の推進
- (7) 有明海沿岸道路の整備促進
- (8) 中九州を横断する幹線道路(大分～熊本間)の早期整備
- (9) 関門海峡道路の整備促進
- (10) 那覇空港自動車道の整備促進
- (11) 地域高規格道路の早期整備
- (12) 主要国道(直轄事業)の整備促進

4 空港の整備促進

- (1) 福岡空港、北九州空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、対馬空港、福江空港、

種子島空港、奄美空港、徳之島空港の整備促進

- (2) 那覇空港第2滑走路の早期整備
- (3) 新石垣空港の建設促進
- (4) 福岡空港の総合的調査の推進
- (5) 地域航空システムの推進

 コミューター空港（地域航空用空港）の空港法への位置づけ

 コミューター航空の充実強化

 離島航空路線の維持充実

